

青の煌めきあおもり国スポつがる市食品衛生対策実施マニュアル

1 趣旨

このマニュアルは、「青の煌めきあおもり国スポつがる市食品衛生対策実施要項」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

3 実施内容

（1）食品関係施設の衛生確保

実行委員会は、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及び大会関係者並びに一般観覧者に食品を提供する次に挙げる施設（以下「食品関係施設」という。）に対し、保健所が実施する監視指導に協力し、食品関係施設の衛生確保に努める。

ア 弁当調製施設

イ 宿泊施設

ウ 土産食品等の食品製造・販売施設

エ 競技会場等の飲食営業施設および食品販売店（臨時的施設を含む。）

オ 弁当引換所

（2）食品衛生講習会

実行委員会は、県実行委員会及び保健所と連携し、食品関係施設の関係者を受講対象とした食品衛生講習会の開催について協力する。

（3）健康管理等

実行委員会は、保健所等の関係機関・団体等と連携し、食品関係施設事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するように指導する。

（4）広報活動

実行委員会は、関係機関、団体等の協力を得て、広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

（5）緊急連絡体制の整備

実行委員会は、県実行委員会及び保健所と緊密に連携し、大会期間中における

る食中毒の発生など、緊急時に対応するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

(6) 食中毒発生時の対応

ア 実行委員会及び食品関係施設は、食中毒（疑いを含む。）の情報を入手した場合は、直ちに保健所に通報するとともに、保健所の食中毒調査に協力する。

イ 実行委員会及び保健所は、食中毒はもとより、飲食に起因する可能性のある健康被害の発生やその疑いに関する情報があつたときは、緊密に連携し、対応するとともに、当該情報を公開するときは、関係者間において事前に情報共有を図る。

4 その他

(1) このマニュアルに定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこのマニュアルを準用する。